

議案第 4 1 号

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 2 9 年 4 月 2 8 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険税条例（昭和 38 年清水町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「26 万 5 千円」を「27 万円」に改め、同項第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の清水町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。